千葉地方裁判所委員会(第29回)議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成23年3月3日(木)午後1時15分~午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所新館大会議室

3 出席者

【委員】

青柳洋治,大竹秀幸,川畑愛,熊野裕二,杉田百合美,田中宏行,錦織明,野村徹,林陽一,福島弘,藤山雅行,前田宏子,山崎学(50音順,敬称略)

【運営委員会構成員】

千葉地方裁判所民事首席書記官,同刑事首席書記官,同事務局長,同事務局 総務課長,同事務局総務課課長補佐

【オブザーバー】

千葉地方裁判所刑事第3部小野寺真耶判事補,同刑事第4部渡邉容子判事補,同民事次席書記官,同裁判員調整官,同刑事訟廷裁判員係長

4 議事

(1) 開会あいさつ

委員会開催に当たり,委員長代理である藤山雅行委員からあいさつがあった。

(2) 新委員の紹介

委員長代理から、本委員会に初めて出席する委員(大竹秀幸委員、福島弘委

員及び山崎学委員)が紹介され、各委員からあいさつがあった。

(3) 委員長の選任

出席委員の互選により山崎学委員(千葉地方裁判所長)が委員長に選任され、 同委員長により、藤山雅行委員が委員長代理に指名された。

(4) 委員長あいさつ

委員長就任に当たり、山崎学委員長からあいさつがあった。

(5) 報告事項

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」という外部団体から全国の地家裁委員会あてに送付された第三期アンケート調査に対する回答内容及び前回(第28回)委員会の議事概要の公開について、委員長から報告された。

(6) 意見交換

(発言者:◎委員長,○委員,□運営委員会構成員,△オブザーバー)

◎ それでは、本日のテーマに沿った意見交換に入らせていただく。まずは、前回に引き続き、裁判員裁判の実情についてである。古くからの委員の方には度々の議題となるが、報道等で御承知のとおり、千葉地裁は事件数が全国一ということもあり、喫緊の課題として、日夜、円滑な裁判の実現に取り組んでいるところでもあるので、平成21年5月にスタートした制度のその後について、千葉地裁刑事首席書記官から実情を紹介させていただきたい。

また本日は、今年の1月16日に裁判官になったばかりで、裁判員裁判も 1、2件経験している2名の判事補に参加してもらい、率直な感想を聞いた り、皆さんからの御意見を聞かせていただきたいと思うので、よろしくお願 いしたい。

- □ 「裁判員裁判の実情」について説明
- 制度施行前と比べて審理期間が短くなったということだが、その理由の分析等はされているか。
- ◎ 公判前整理手続というものがあり、裁判の争点や証拠について法曹三者で

事前に話し合って整理しているため、公判審理が一気呵成に行われるということが一つ、もう一つは、これまでの五月雨式の期日指定ではなく、裁判員に迷惑がかからないよう集中して連日裁判を行うようになったということが理由として上げられる。これらは、裁判員だけでなく、被告人や目撃者等にとっても、記憶が新しい内に事件を解決するという観点から非常に成果が上がったところだと言える。

- 裁判員裁判によって刑事裁判の迅速化が図られたことにより,裁判所の事務が繁忙になって,他の裁判が後回しになっているようなことはないか。
- □ 裁判所では、裁判員裁判とその他の裁判の開廷日割りを決めて裁判を実施 しているため、集中して期日が入ることによる大変さはあるものの、裁判員 裁判の影響によって、他の裁判が遅れることはない。
- ◎ 常に全ての裁判の進行スケジュールを調整しながら事件処理に当たって おり、裁判員裁判に参加しない裁判官もいるため、その他の裁判に支障は生 じないようになっている。
- 裁判員として関わる日数は3,4日と聞いていたが,10日以上かかるような場合には,予め予定が分かるのか。
- ◎ お集まりいただく日の6週間ないし8週間前に、裁判員として関与していただく期間をお知らせしているので、その点についての心配はない。
- そろそろ、審理期間が長くかかるような事件についても公判が始まっているのか、あるいは、まだまだ難しい事件は、公判が始まらずに滞留しているという状況か。
- ◎ 先月(2月)の数字で言うと、千葉地裁では20件の裁判員裁判が行われており、フル稼働の状態と言える。その中には、当然難しい事件も入っていて、裁判員裁判の既済数は全国1位となっている。制度開始後、初めのうちは慎重、丁寧に対応していた面もあるが、事件をこなすうちに段々と加速してきたという印象である。事件ごとに個性があり、難易度もそれぞれ異なる

ので、事件の特性に応じて処理することも大切であると考えている。

- 裁判員法の見直しによって、覚せい剤取締法違反の事件が対象事件から外れれば、千葉の裁判員裁判が減って楽になると思う。
- ◎ それでは、先ほど紹介した判事補から、どうして覚せい剤の事件が裁判員 裁判の対象になっているのか説明させていただく。
- △ (自己紹介後)覚せい剤を営利目的で日本に持ち込んだ事案については、 法定刑が無期懲役まで準備されているため、裁判員裁判の対象事件となって いる。こういった事件は、成田空港の税関で発覚するケースが多いことから、 千葉地裁の事件数の多さにつながっている。最近では、羽田空港のハブ化の 話も出ているが、まだまだ成田で発覚する事案が多く、今後も千葉地裁に多 くの事件が起訴されることになると思われる。
- △ (自己紹介後) 私が担当した覚せい剤取締法違反の事件は、覚せい剤を飲み込んで日本に持ち込んだという事案であり、自白事件だったため、量刑をどうするかということが議論の中心となったが、覚せい剤をカバンの中に隠していたようなケースで被告人が否認しているような場合には、被告人の言い分をどう考えるかが非常に難しいようである。
- 覚せい剤の事件の場合、比較的パターンが決まっているため、裁判員の一般常識に基づく判断が活かせる事案ではないように思われる。また、覚せい剤事案についてまで弁護人を確保するのは、人員的に厳しいという状況もある。
- 覚せい剤の事件では外国人の被告人が多いと思うが、かつて模擬裁判で同時通訳の裁判を傍聴したとき、見ているだけでエネルギーを要した。そのあたりの実情がどの様になっているかを教えていただきたい。
- △ 当然,通訳が付けば時間も倍かかることになるし,被告人質問等で被告人 が表情を変えたときに,話のどの部分で表情を変えたのかが分かりにくいと いうこともあった。そういう意味では,日本語での審理に比べ分かりにくい

面もあったという印象である。

- △ 私の担当した通訳事件でも、裁判員の方々は被告人の表情をよく観察しながら審理に臨んでいた。通訳する分、審理に時間がかかったという点は同じである。
- ◎ 審理が少し分かりにくかったという点について、評議の際、裁判員から何か意見等はなかったか。
- △ 評議に支障をきたす程、分かりにくいという意見はなかった。
- ◎ 通訳の方法としては、審理に要する時間を考えると同時通訳が望ましいところだが、一つの問と答えごとにまとめて通訳を入れるような方法の方が理解しやすいといった面もある。検察官の冒頭陳述のように、書面を読み上げるだけの場面では同時通訳にするなど使い分ける方法もあろう。通訳事件をどのように処理していくかは、今後も重要な論点になると思われる。
- 制度についてよく理解していないところもあってお聞きしたいのだが、裁判員候補者名簿に登載された千葉県民の方々に対する選定が一巡するまでには、どのくらいの年数がかかるのか。どうしてこのようなことを尋ねるかというと、私も家族などと話している中で、なぜ裁判員制度が必要なのかという点については、市民感覚の導入であるとか裁判の迅速化などといった、言葉で書かれたことは分かっていても、実際の手続を経験してみなければ、実感としては理解できず、多くの人が裁判員を経験した上で初めて、国民なり県民が、この制度についてどう考えるかが重要なのではないかと思うからである。
- □ 裁判員候補者名簿は毎年作成されており、千葉県の今年の名簿には、有権者の中から24、300人が登載されている。千葉県の有権者数は500万人強であるから、約208人に一人が名簿に登載されている計算となる。この名簿へは、毎年、有権者の中から無作為に抽出した方々を登載しているので、2年続けて登載される場合もあり得るが、一生当たらない方も相当数お

られよう。

- ◎ やはりこの制度を考えるに当たっては、どうして裁判員制度を導入したのかといった点に立ち戻る必要があり、本日は、裁判官になって間もない二人から、裁判員裁判を経験してみての率直な感想等を紹介してもらいたいと思うがいかがか。
- △ 裁判員は皆、予想以上に真面目で、評議にも熱心に参加していただいた。 私もできる限りフレッシュな気持ちを持って臨んだつもりだが、裁判員の意 見にハッとさせられる場面も多く、大変刺激を受け、勉強になった。国民の 意見を反映させるといった制度の趣旨を、身をもって体験できたと感じてい る。
- △ 裁判員の方々は皆、最初は緊張しておられるが、審理を重ねるにつれて 段々と緊張が解け、色々な意見を出してくれるようになる。また裁判員は、 法律の専門家ではないことから、自分に判断できるかどうかという不安を持 っておられるようだが、実際に証拠から事実を認定し、それをどう評価して いくかといった過程において、様々な経験を重ねた常識的な判断や、裁判員 それぞれのバックグラウンドが、裁判員裁判にとって重要な役割を果たすの だということが感じられた。
- ◎ 裁判官の意見との違いは、どういうところにあると思うか。
- △ 良い意味で先入観がないというところだと思う。裁判官は、経験が長ければ長いほど、事件の本題となる部分や落とし所のようなものが見えてくると思うが、裁判員の方々にはそういった部分がないため、純粋にその事件の個性に着目することができるのではないか。
- 市民の常識的な判断にも、個々人でレベルの違いがあると思うが、その個人差は、どの様にして緩和させているのか。
- △ 私の所属する裁判体では、まずどのような事実が認められるか、また、そ の事実をどの様に評価するか、といった順で評議を進めていくところ、それ

らについて、各人が理由を述べながら様々な意見を出し合っていく中で、認 定する事実や当該事実の重要度など、おおかたの意見が一致していくという 印象である。

- 裁判員同士で、ある特定の方の意見に誘導されていくようなことはないか。
- ◎ 模擬裁判などを見ての印象だが、初めは声の大きな人がリードしているものの、誰かが一つの意見を発すると、続いて様々な角度からの意見が出てきて、不思議なことに、議論が進むにつれ段々と収斂してくる。このプロセスは非常に興味深いもので、日本人の真面目さによるものではないかと思う。また、裁判というのは、実はそれほど難しいことを扱っているわけではないのであり、例えば、その時殺す気があったのかとか、盗む気があったのかとか、そういうレベルの話の積み重ねをしていくうちに、議論が収斂していくのではないか。

ここで突然変な質問をするが,ご自宅では、複数ある包丁をどの様な順で 収納されているか伺いたい。

- 私の家には包丁が4本あるが、よく使うものを、手に取りやすいよう手前 に収納している。
- ◎ どうしてそのようなことをお聞きしたかというと、殺意の有無が争点となったある模擬裁判で、被告人が台所で手にした包丁が、複数ある中で最もよく切れるものだったとして、裁判官が殺意ありとの意見を述べたところ、裁判員役の主婦の方から、今まさにおっしゃられたように、被告人は単に、手に取りやすい包丁を取っただけで、殺意があったとまでは言えないのではないか、との意見が出され、ハッとしたことがある。こういった意見には説得力があり、議論の中でも十分通用していくものだと思う。
- 私が模擬裁判を体験して分かったことだが、人というのは、やはり皆、責任感というものを持っており、評議をしていくうちに、それが段々と大きくなっていくのだということを感じた。また、制度が始まる前の幅広い地道な

広報活動が積み重なって、現在の円滑な運用に結び付いているといった面も あるのではないかと思う。

- ◎ 確かに、制度開始前には、関係各所や調停委員など、沢山の方々に広報活動でお世話になり、そのお陰とも言える。それから、先ほど、評議を進めるうちに責任感が大きくなるという話があったが、裁判員を含めた裁判体の間に、一体感が生まれてくるということもあるようだが、そのあたりは実際に経験してみてどう感じたか。
- △ 裁判員の方々は、皆さん最初は緊張しているが、法廷への行き来や昼食などを共にするうちに、段々打ち解けるようになり、審理を終えて評議に入る頃には、意見の違いはあるものの、限られた時間の中で結論を出さなければならないということを理解し、真剣に、生産的な議論に取り組んでいただいているという印象である。そういった意味では、一体感はあるのではないかと思う。
- 私は裁判員制度が始まる前は、裁判というのは、きちんとした職責を持ち、 身分保障のされた裁判官が行うべきで、市民感覚の導入によって、裁判に遺 漏が生じるようなことがあってはならないと、やや懐疑的に思っていたのだ が、最近の新聞報道などを見て、この制度は、裁判に参加した国民が、その ことを通じて、遵法意識や、社会生活における自分の立ち位置のようなもの を感じることに意味があるのではないかと思うようになってきた。

裁判にとって役に立つところがなければ制度としての意義がない、というわけではないが、やはり裁判そのものは、証拠と法に照らして行われるべきものであり、先ほど出された包丁の例についても、それは市民であっても裁判官であっても、本来見逃してはならないことであると思うし、そういった意味で、裁判員制度導入の意義の多くは、参加した市民が裁判を通じて、自分たちが法治社会で生きているのだということを理解することにあるのではないか、という趣旨である。

- ◎ 今の意見について、他の委員はいかがか。
- 裁判にとって良い影響がないわけではないと思うが、裁判員経験者のアンケート結果などを見ると、総じて「参加して良かった。」との回答になっており、そういうことからも、参加した市民にとっての効果というものが当然あったのではないかと思う。職業裁判官が見落とした点を、裁判員だから補えるということは、それほどないであろうし、本来あってはならない。そういう意味でも、やはり制度の意義は、市民一人ひとりが、司法を支えるという意識を共有することにあるのではないかと思う。
- ◎ 弁護士委員の方はどのようなご意見か。
- 私は今のところ裁判員裁判を担当していないのだが、従来の刑事裁判と比べると、弁論が効果を生じやすいというか、争いが顕著に見られるような事業では、弁護人としてのやり甲斐があるのではないかと思う。

また、制度が始まる前に考えていたよりも、国民の皆さんが非常に真面目であり、参加する方の教育効果ということだけでなく、裁判にとっても良い方向に行っているという印象を受けている。

- ◎ 検察官の委員の方はいかがか。
- 私も、非常に良い制度だと思っている。裁判は確かに法と証拠に基づく専門的なものではあるが、やはり我が国は国民主権であるから、市民生活における紛争を解決するというのは、国民自身の問題である。特に刑事事件は、生活の不安であるとか安全に関する非常に大きな問題であり、千葉で発生した事件であれば千葉県民が参加して、自分たちの問題として考えていくということは、国民主権の観点から非常に良いものだと感じている。
- ◎ 良い意見ばかりが出ているが、敢えて反対という方はおられないか。
- 確かに、民主主義国家としては、市民が参加して遵法精神を培うということは大事なことだと思うが、その一方で、裁判員として、それほど専門的知識のない方々が、死刑や無期懲役など非常に重い刑について量刑を判断しな

ければならず、大変なストレスがかかる場面も出てくると思われる。そのあ たりはどの様にして解決していったらよいのか。

- ◎ 量刑を判断する上で、どのような専門的知識が必要になるとお考えか。
- これまで専門家が決めてきた判例や量刑傾向のようなものもあると思うが、例えば、被害者の人数や、行為に対する市民感情のようなもので判断してしまって良いのかどうかということである。
- ◎ 行為が残虐かどうかとか、被害者の数をどう評価するかといった点については、専門家でなければできないということはないように思う。また、裁判官が知っている過去の量刑傾向も、裁判員や検察官、弁護人にオープンにしているので、それにどの程度従うかといった点において法律家と裁判員との間に多少の温度差はあるかも知れないが、専門家でない一般市民が、量刑を判断することができないとは考えていない。ただし、死因がどうだったかというような話になれば、それは医師のような専門家の力が必要になるのは当然で、これは民事裁判でも同じことである。
- 私は裁判員裁判を担当しているわけではないが、民事裁判においても、専門的な知見を要する場合には、鑑定委員や専門委員といった専門家の意見を参考に判断しており、仮に裁判員制度のようなものが民事裁判に導入されたとしても、そういった方々の力が必要になることは十分考えられる。

裁判官として思うところを述べると、先ほど、本来裁判官が裁判員に指摘されるような事実を見落としてはならないという意見があったが、やはりこの制度の導入によって、裁判官もそのようなことがないよう、より一層の研鑚に励んでおり、また、一般市民からの様々な意見に刺激を受け、日々精進しているという実情も伺え、そういう意味では、裁判にとっても有益な制度ではないかと思っている。

○ テレビなどで事件報道を見ていて、それに対する判決が出た場合、特に残 虐な事件であればあるほど、「こんなに刑が軽いのか。」というような感情を 持った経験があるかと思うが、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加した場合 には、家でテレビを見ているときとはマインドが切り替わるのか。

- ◎ 経験者のアンケートを見ていると、「家でテレビを見ているときは刑が軽いと思っていたが、実際に裁判に参加してみると、責任の重さや、被告人、被害者の人生など、色々考えてしまう。」といった記載がある。やはり、判断する立場になったことで、マインドが替わるのだと思う。
- そのことと関連して、これまでの裁判では、職業裁判官は被害者感情のみならず、被告人の更生可能性など様々なことを考えて量刑を決めるであろうと考えられていたところ、裁判員制度の導入によって、一般市民である裁判員が被害者感情に寄り添うことで、厳罰化傾向につながるのではないかということが危惧されるが、導入後、数字的にはどの様になっているか。
- ◎ きちんとした数字までは分からないが、一般的に、性犯罪に対する刑が重くなったと言われている。また、執行猶予判決に保護観察が付されるケースが増えたという傾向も見られるようである。これは、裁判員の方々が、保護観察所や保護司の力を借りて、被告人を真に立ち直らせようという気持ちを強く持っていることの表れだと思われる。この二点が、制度導入後の大きな特徴だと思うが、全体的に厳罰化の傾向があるかどうかについては、様々な種類の事件について、もう少し見てみなければ分からない。
- 私も、裁判員制度の導入により、判決にどの様な影響があったのかという ことに関心がある。制度導入の前後で判決がどう変わったかを比較するのは 難しいと思うが、感覚的に変わったという部分があるのであれば、それは非 常によろしいことだと思う。

もう一つお聞きしたいのは、プロの裁判官の常識と、裁判員として参加する一般の方々の常識とは違うのかということである。

○ 先ほど、裁判員には良い意味で先入観がないという話があったように、従 来行ってきた裁判の積み重ねがあるか、選ばれた1件の事件に集中している かの違いはあるかも知れないが、常識といった意味では、両者は変わらない と思う。ただ、報道などを見ていると、性犯罪に限らず、有期刑は若干重く なっているような気がする。

- 私が、裁判員制度の導入に関して気になるのは、どういう人達が裁判員に選ばれているか、例えば、様々な職種別の比率がどうなっているのか、その数字が全国と千葉県ではどの程度一致しているのか、といったことである。とある外国では、陪審員になる人は、昼間出てこられる、リッチである程度年齢のいった人が多いから、そうすると裁判の傾向がどうなる、などと言われている部分もある。日本の裁判員制度でも、本当に一般市民の代表者が選ばれて参加しており、世間の常識が取り込まれているということが分かれば、広報としても非常に意義のあることだと思う。そういう意味でも、かなりプライバシーに関わる話ではあるが、是非、最高裁の方で、裁判員経験者へのアンケートなどの方法を使って調査していただければと思っている。
- ◎ 先ほど、1件ごとの裁判員候補者の選定人数について紹介したが、今の話にもあったように、当初は、なるべく多くの様々な一般市民の中から選任することにより、より無作為で偏りのない人達が選ばれるという発想で、100人とか80人という人数を選定しようと考えていたところ、ある模擬裁判の中で一般の会社員の方から、「100人の中からたった6人を選ぶなんて、裁判所は費用対効果を考えていない。」と指摘され衝撃を受けたことを覚えている。そういった意見も聴きながら、選定人数を徐々に減らしていったわけであるが、選定人数を決めるベースにあるのは、なるべく多くの分野から候補者を募りたいという発想である。

ところで, 現在, 裁判員の職業は分かるようになっているのか。

□ 裁判員の方々の職業は一切お聞きしていない。司法関係者等の裁判員になれない職業の方については、その旨を事前に申告していただくことはあるが、 それ以外に、職業を教えていただく場面はない。したがって、検察官や弁護 人も,候補者の職業を理由として忌避することはできない仕組みとなっている。

- スタートしたばかりの制度で、今のところせっかく順調に進んでいるのだから、もっとうまく行かせるために、ある一定の期間だけでも、職務が終了した後の裁判員に調査するなどしてもらえればと思う。
- 裁判員裁判における,裁判長以外の裁判官が果たす役割は,どのようなものか。
- △ 裁判体によってそれぞれ異なるようだが、我々のような若手の裁判官の場合には、裁判員の方々と比較的同じ感覚だと思われており、評議の際に、裁判員も誘導されにくいと思うので、私も、評議では積極的に意見を述べるようにしている。左陪席と呼ばれる一番若手の裁判官が司会進行を行っている裁判体もあるようである。
- ◎ そのあたりは、制度開始前の模擬裁判の時から一つの論点となっており、裁判長が司会を行う場合のメリット・デメリットや、左陪席が行う場合のメリット・デメリットなどを比較し、どうしたら、皆が自由に意見を出しやすくなるかといった観点から、様々な議論がなされてきた。現在も、それぞれの裁判体の個性によりつつ、暗中模索の状態ではあるものの、どちらかというと、裁判長が進行役を務め、左陪席は、裁判員が意見を出しやすいように、裁判官との橋渡し的な役割を果たし、右陪席は、これまでの経験を踏まえて異なった角度から攻める、といったような形で進めているところが多いのではないか。
- 私は行政の人間なので、そういった観点からの一つの意見であるが、この制度は色々な意味で、裁判所にとっても参加する人々にとっても、かなりのコストがかかっているように思われる。そういったコストに見合うだけの制度なのかどうかを、どこかで一度見直すというか、国民に対し、これだけのコストをかけて、これだけのことをやっているということを示す必要がある

のではないかと思う。

◎ おっしゃるとおりである。制度開始後3年での見直しという機会もあるので、統計数値や運用の仕方などをかなりオープンにし、千葉地裁だけでなく、広く議論して、よりよい制度設計を行っていく必要があると思う。

最後に、オブザーバー参加の裁判官から、本日の感想をお願いしたい。

- △ 私は、まだ裁判員裁判を2件しか経験しておらず、しかも2件とも自白事件である。今後、難しい事件も担当することになるだろうし、それぞれの事件に参加される裁判員のメンバーに応じて、評議の雰囲気や進め方など、色々と考えなければならないこともあると思うので、今日お聞きした話を参考にしながら頑張っていきたいと思う。
- △ 私は、裁判員裁判が始まってから裁判官になったので、それまでの裁判が どうだったかということは分からない部分もあるが、この制度が、コストの かかっているものだということをあまり実感していなかったところもある。 これからは、様々な面で国民の皆さんに協力していただいているということ を意識しながら、裁判員裁判の仕事に当たりたいと思う。
- ◎ それでは残りの時間で、本日のもう一つのテーマについて、藤山委員から 説明させていただく。
- 「個人破産・再生手続の実情等」について説明
- (7) 次回の意見交換テーマ及び開催日時【了承事項】
 - ア 意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは一つとし、内容については、6月末まで各委員からの意見を募った上、決定することとした。

イ 開催日時

平成23年9月7日(水)午後1時15分~午後3時30分

5 配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成23年3月3日現在)
- (4) 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」(回答)
- (5) 裁判員裁判に関する資料 「裁判員裁判の実情」(表1ないし表9)
- (6) 個人破産・再生手続に関する資料
 - ア リーフレット「自己破産の申立てをされる方のために」
 - イ リーフレット「再生手続開始の申立てをされる方のために(個人債務者用)」
 - ウ グラフ「破産事件(個人)新受件数(全国及び千葉地裁全体)」
 - エ グラフ「個人再生事件新受件数(全国及び千葉地裁全体)」

以上